

令和8年度　さいたま市立七里小学校いじめ防止基本方針(改定)

令和8年4月

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立七里小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 2 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際理解教育、人権教育の充実を図り、児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策基本法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとし、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

なお、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員 校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、教育相談主任、各学年主任（生徒指導担当）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 会長（副会長）、学校運営協議員＊必要に応じて、構成員以外の関係者を招集する。
- (3) 開催
 - ア 定例会（6月、11月、2月 学校運営協議会と兼ねて行う）
 - イ 校内委員会（月1回開催 生徒指導部会と兼ねて行う）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む。）

なお、主な手立てとして、以下に挙げる。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 七里小学校子どもいじめ対策委員会

- (1) 目 的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：代表委員・各委員会委員長
- (3) 開 催：各学期1回程度（代表委員会を兼ねて実施）
- (4) 内 容：
 - ア いじめをなくすための話し合いを主体的に行う。
 - イ いじめをなくすための取組を提案し、推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、人権教育の推進、読書活動・体験活動の充実、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」「心を潤す4つの言葉推進運動」に加えて、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教員の協力体制を整える。

(2) 道徳の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）（11月）に「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。とくに、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。

○授業の実施：全学年 各学年の実態等に応じて行う。

5 メディアリテラシーを通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる能力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

＊6年生の授業参観日に「スマホ・タブレット安全教室」を設定し、家庭からのインターネットトラブルの未然防止に努める。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童生徒のささやかな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底等

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノート等の落書き、隣と机が離れている等

(3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してのからかいの様子（プロレスごっこ等）、当番を押し付けられる等

(4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、デザート類を強要される、当番を押し付けられる 等

(5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる

(6) 朝の登校指導、声掛け、立哨指導での観察等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施 ：4月・9月・1月 （年3回）

(2) アンケートの結果 ：学年・学校全体で情報を共有する。

(3) アンケート結果の活用 ：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、学年・学校全体で状況を共有する。

(4) アンケート対象学年：全学年とする。低学年は、なかよしアンケートを行う。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケート（にこにこアンケート）を毎学期終わり（長期休み前）に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。7月・12月・3月

(2) いじめ撲滅強化月間に合わせてアンケートを全学年対象で実施する。6月・11月

(3) いじめを認知したときには、「いじめに係る対応の手引」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

(1) 教育相談日を毎月設定する。（教育相談日毎月・第1回個人面談5月・第2回個人面談11月）

(2) 保護者が相談できる体制づくりに努める。

・教育相談だよりの発行 ・さわやか教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施：6月、11月

(2) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、保護者への連絡や面談を行う。

6 地域からの情報提供

(1) 保護者・・・学年・学級懇談会、教育相談、学校・学年だより、連絡帳

(2) 学校運営協議員・・・児童の様子について、地域の方から情報を得、指導に生かすようにする。

(3) 防犯ボランティア・・・日ごろの児童の様子について情報を得、指導に生かすようにする。

(4) チャレンジ指導員、学童指導員等

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。平時から、警察との連携体制を構築するとともに、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察へ相談・通報を行う。

○ 校長は、…情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○ 教頭は、…情報を収集・集約するとともに、関係機関等との連絡調整にあたる。

○ 教務担当は、…教頭を補佐し、いじめ対策委員会の進行を行う。

○ 担任は、…事実確認のため、情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○ 学年担当は、…担任とともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

担任を助け、いじめた児童の指導にあたる。

○ 学年主任は、…担当する学年の児童の情報収集にあたる。

担当する学年の情報共有を行う。

校長（教頭）に報告する。

○ 生徒指導主任は、…児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。

校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○ 教育相談主任は…担任や養護教諭と連携し、いじめを受けた児童の心のケアを行う。

いじめた児童への指導を行う。

○ 特別支援教育コーディネーターは、…問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○ 養護教諭は、…教育相談主任と連携して、いじめを受けた児童及びいじめた児童の心のケアを行う。

○ さわやか相談員は、…児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○ スクールカウンセラーは、…専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。

- スクールソーシャルワーカーは、…専門的な立場から指導助言を行い、特に家庭の背景に応じた関係機関との連絡調整にあたる。
- 保護者は、…家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、…いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策基本法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめ未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見、・早期対応、インターネッ

トを通じて行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・「七里小いじめ防止基本方針」について、年度当初の職員会議で周知徹底する。さらに、2・3学期はじめの職員会議において周知徹底を行う。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証・・・いじめ防止の取組について評価を行い、適切かつ効果的に実施できたか見直しを行い、次年度の取組に生かせるようにする。

2 校内研修

- (1) 「自分の考えをもち、自ら表現する七里っ子の育成」

○授業規律・・・「教職員共通理解事項」の共通理解と繰り返しの指導を行い、授業を通して授業規律を身に付けさせ、落ち着いた中で学ばせる。

○ねばり強く取り組む力・・・授業研究等を通して自ら課題を見つけ、課題の解決に最後まで向き合う力を身に付けさせる

- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○児童理解研修・・・全職員が共通認識をもち、指導にあたることができるよう児童理解研修を実施する。(年間2回：5月・9月)

○事例研修・・・具体的な事例を基に、児童への接し方や具体的な指導について研修を深める。

○教育相談研修会・・・特別な支援が必要な児童(特別支援学級・通常学級)について、学習の仕方や生活指導等について具体的な指導方法を学ぶ。

○情報モラル研修・・・情報モラルを学ばせるための研修会を実施し、具体的な指導の仕方について研修及び、情報モラルに関する授業を行う。

X 子どもの意見の反映

代表委員を中心に、児童が主体的にいじめ防止に取り組めるように活動している。

1 児童のいじめ問題についての捉え

令和8年度「児童会テーマ」

『みんなで協力！笑顔あふれる七里っ子』

2 児童の「ストップいじめ！」に向けた取組

七里小学校

R7児童会テーマ 全力で目標に向かってはばたけ七里っ子

あいさつ運動



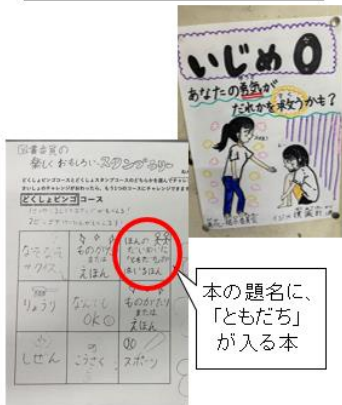
★活動内容
・各クラス担当の日の朝に、昇降口近くであいさつをする。
・代表委員が、朝の準備中の校舎内をたすぎをかけて練り歩きながら、あいさつをする。

みんなで遊ぼう会



★活動内容
・友達となかよく過ごすことができるようにするための企画(借り人競走)

ポスター・ビンゴカード



本の題名に、「ともだち」が入る本

- (1) あいさつ運動：各クラス担当の日にあいさつロード付近であいさつをする。代表委員が、朝の準備中に手作りたすきをかけて各クラスにあいさつをしにいった。R 7年度は七里中学校と合同あいさつ運動を行った。
- (2) みんなで遊ぼう会：仲よくなるために各委員会がイベントをしている。借り人競争や投力アップキャンペーンなど友達と協力したり、異学年で交流したりできるイベントを企画している。
- (3) ポスター・ビンゴカード：いじめ撲滅月間に合わせてポスターを作成した。クラスで協力することや、優しい心を目指したビンゴカードを作成し、全校で取り組んだ。

XI PDCA サイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCA サイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「心と生活のアンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「心と生活のアンケート」の実施時期：5月、9月、1月とする。
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月・11月・2月とする。
- (3) 校内研修会の開催時期：8月とする。（生徒指導主任の報告）